

議案第136号

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年11月26日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「市民局

- (1) 市民の生活に関する事。
- (2) 広報に関する事。

経済局

- (1) 産業経済に関する事。
- (2) 競輪事業に関する事。 」

を

「市民・こども局

- (1) 市民の生活に関する事。
- (2) 広報に関する事。
- (3) 子ども及び青少年の育成に関する事。

経済労働局

- (1) 産業経済に関すること。
- (2) 労政に関すること。
- (3) 競輪事業に関すること。 」

に改める。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 市長は、重要な行政課題に対応すること等のため、必要により本部を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(川崎市交通安全対策会議条例の一部改正)

2 川崎市交通安全対策会議条例（昭和46年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市民局」を「市民・こども局」に改める。

(川崎市外国人市民代表者会議条例の一部改正)

3 川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「市民局」を「市民・こども局」に改める。

(川崎市青少年問題協議会条例の一部改正)

4 川崎市青少年問題協議会条例（昭和33年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民局」を「市民・こども局」に改める。

(川崎市大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正)

5 川崎市大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年川崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「経済局」を「経済労働局」に改める。

(川崎市児童福祉審議会条例の一部改正)

- 6 川崎市児童福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉局」を「市民・こども局」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

すべての子育て支援施策の一体的推進及び地域社会における子育て支援等の推進、就業機会の確保に向けた支援の促進等に係る総合調整に必要な組織機構の整備を図るため、この条例を制定するものである。

